

会報

石川

2002.2月 No.31



石川県行政書士会

目 次

年頭のあいさつ	会長 茅野 勇平	1
年頭のあいさつ	石川県知事 谷本 正憲	2
年頭に思う	副会長 倉本 守	3
年頭所感	副会長 前多 利彦	3
年頭のごあいさつ	副会長 松原 政義	4
各部長あいさつ		4
石川県知事新年互礼会		8
行政書士強調月間中の広報活動報告		9
支部紹介 金沢支部		15
会員事務所訪問 (寺田、中川、塩梅)		16
行政書士試験を終えて		18
支部だより		21
情報コーナー		26
研修会報告		31
全国女性行政書士交流会		34
第4回理事会・第3回支部長会合同会開催		35
随筆 (会員の投稿)		36
新入会員の紹介		38
会務日誌		40
会費の納入についてお願い 事務局		41
会員移動		42

【表紙写真説明】

金沢城…五十間長屋・橋爪門続櫓

今回復元された菱櫓、五十間長屋、橋爪門続櫓は、文化5年（1808年）の二の丸火災の後再建され、明治14年（1881年）の火災で再度焼失したものを安政の頃の景観で再現したものである。今回の復元工事は、平成10年3月から3年4月をかけて造られた3階3層の菱櫓と橋爪門続櫓を2層2階の五十間長屋でつないでいる。

菱櫓は、その名前の通り建物の平面は、菱形で4隅の内角はそれぞれ80度と100度となっている。この部屋の中に建っている4本の長さ14メートル、太さ33センチメートルの櫓の通し柱をはじめ使われている約100本の柱も菱形となっている。

五十間長屋は、武器等を保管する倉庫と城壁の機能を兼ね備えた2階建の建物で、ここでは天井板が張ってなく、大きな松の木の梁が剥きだしとなっている。木組みは、鉄の釘やボルトを使わず、ほぞ組と木くさびで木造軸組法をとっている。

橋爪門続櫓は、橋爪門を見下ろす位置にあって橋爪橋を渡り橋爪門を通る人々を監視するためのものであった。





年頭のあいさつ

会長 茅野 勇 平

新年明けましておめでとうございます。

平成14年が、石川県行政書士会会員の皆様にとって、輝かしい繁栄の年になりますようお祈り申し上げます。

昨年は、改正行政書士法が通常国会で「代理権」の獲得と「行政書士票」の交付が可決されました。施行は本年の7月1日からであります。改正行政書士法によって我々行政書士は、業務に関しての権利と義務、そして国民の利便に応える重い責任が拡大付加されました。石川県行政書士会は日本行政書士会連合会と連携し、法改正にあわせ種々の準備を進めているところであります。

世は、まさに改革変革の時期であります。2003年には、電子政府が実現され全省庁が電子化し、2005年までには都道府県単位で電子化が完了し、2010年を目処に全国各市町村で電子化が完了する予定といわれています。本県においても平成14・15年度の物品の指名競争入札参加申請書がインターネットでダウンロードできるようになりました。本年は、行政書士が電子申請等の業務に参入するための認証制度の確立とIDカードの開発を日本行政書士会連合会と連携して推進したいと考えております。

司法制度改革では、行政書士は隣接法律専門職の一翼を担うために、より高度な能力と倫理・責任が求められ、職責や国民の負託に応えるための資質の向上を図る。それらのための研修制度の確立が必要であり、行政書士試験の見直しや自治権の強化は、我々行政書士が隣接法律専門職としての知的サービスを提供する者として不可欠なものといえます。

石川県行政書士会は、会員の皆様と共に行政書士制度の更なる発展と国民の負託に寄与していきたいと考えております。



年頭のあいさつ

石川県知事 谷本正憲

新春にあたり、石川県行政書士会の会員の皆様のご健勝を心からお慶び申し上げます。

昨年の行政書士法制定50周年の記念すべき年を経て、今年は更に一層の飛躍が期待される意義深い年となるよう願っております。そして、これまでの50年間、皆様方の弛まないご努力により、行政書士制度が着実な発展を遂げられ、今日の社会において確固たる地位を築かれましたことは、極めて意義深いことでもあります。これもひとえに、行政書士会並びに会員の皆様方が業務に精励され、互いに切磋琢磨されて地域住民の信頼に応えられてきた賜であり、深く敬意を表する次第であります。

さて、社会全体が大きな転換期を迎えている今日、行政もその例外ではありません。高度情報化社会や少子・高齢化社会の到来はもとより、最近では、地方分権型社会について広く議論されるなど、地方においても大きな変革の波が訪れています。

県といたしましても、このような新たな流れに的確に対応するとともに、環境、福祉、教育、産業、文化などあらゆる行政課題についても積極的に取り組み、より質の高い県民生活を目指し、これまで以上に努力していく所存でございます。

このようななか、行政書士制度に対する県民の皆様方の期待は、これまでになく大きなものとなっております。皆様方におかれましては、住民の利益保護という職務の重要性と公共性を十分にご認識されますとともに、この期待に応えるべく、地域住民のよき相談相手として、また、身近な法律専門家として、より一層のご活躍を期待するものであります。

最後になりましたが、石川県行政書士会のますますのご発展と、会員の皆様方のご多幸を祈念いたしまして、年頭のあいさつといたします。



年頭に思う

副会長 倉本 守

米国で起きた同時多発テロには全くど胆をぬかれた。われわれの業務内容もここ数年めまぐるしく変貌してきている。

小生が行政書士会に入会登録した昭和49年当時は、行政書士会なるものはあるにはあったが、現在のように充実した組織も活動も全く及ばないものであったような気がする。

ともかく、現在では各委員会、各部等も充実し、他士業に勝るとも劣らない素晴らしいものであることは云うまでもない。

小生、経理部担当副会長として本会の経理を担当し、より向上すべき心掛けはしているつもりですが、対外的に積極的な活動するという性質のものではないことから、とにかく地道に貢献出来れば、と思っています。

また、高度情報通信対策特別委員会については、的場委員長はじめ各委員とも若く情報通信に優れた才能の持ち主であることから、それを十分活かし、共に前向きにやっていきたいと思う所存であります。



年頭所感

副会長 前多利彦

あけましておめでとうございます。

昨年は、9月に世界が変わるかもしれないほどの大事件が起きました。2度の大战と数多くの愚かな戦いを繰り返してきた人類は、今度は幸いにも学習効果を発揮し、一部の人たちを除いては、冷静に対処し、さらに大きな戦いに波及することなく新しい年を迎えることができました。

しかし、単に一つの武力勢力が衰退しただけのようにしか思えません。何の問題解決にもなっていないのではないのでしょうか。あとには、複数の政権をねらう勢力の権謀術数の始まりと、飢餓、貧困、難民問題が残されているだけと思うのは私だけでしょうか。

話は変わりますが、昨年暮れに宝くじを買いました。一攫千金を夢見て買ったので、3億円の使い途をあれこれあれこれ… そのうち、「どうせ当たるはず無い」と思ってるのと年末の慌ただしさで買ったことすら忘れていました。

元旦の朝、朝刊を見ると小さく当選番号が載ってる、何気なく見てると持ってたくじの番号と似たような数字が… おお！……ガク！

今年も地道に仕事に励めよ！神様のお告げでしょうね。会務に、仕事に、遊びに、天空を駆ける奔馬のように1年を全力で駆け抜けていきたい。

そんなことを思う年明けです。どうぞ、本年もよろしくお願いいたします。



年頭のごあいさつ

副会長 松原 政 義

輝かしい2002年の新春を迎え、お祝詞を申し上げます。

この1年、いろいろなことがありましたが、2月22日、天皇、皇后両陛下のお成りを仰ぎ天皇陛下のお言葉を賜りました。

内閣総理大臣、総務大臣、両院議長、最高裁判所長官のご臨席のもと、法制定50周年記念式典が挙行されました。

この日に、特別記念切手が発行されました。幾多の士業があるのに、このような光栄に浴したのも行政書士としてプライドをより高めると共に、感激をあらたにしました。また、待望の代理権付与が、6月22日に成立、今年7月1日から施行されます。

業界を顧みると誠に厳しく、淋しい現状です。今こそ、茅野会長、太田広報部長を先頭に職域拡大、啓蒙、PRに私ども一丸となり、「老いたる馬は道を忘れず」のことわざどおり先輩から受けたご恩を忘れず、足腰の強い稼ぎのある仕事に努力しませんか。

石川県行政書士会の発展、皆様のご健勝、ご多幸をお祈りいたします。



明るさが見えるよい年に

総務部長 小川 清 吉

今年こそ、わが国の経済の明るさが見えてくる明るい年であることがぞまれるが、何となく、今年も暗いままで暮れを迎えるのかと思うといささか憂鬱である。しかし、これは後ろ向きの思考であって何時になっても明るさが見えてこない。国民一人一人が前向き思考で明るさを勝ち取らねばならない。

今日のような不況下では、行政書士の個々の業務が拡大するかについては、期待うすであるが、本年7月1日から施行される行政書士に対する申請代理権、契約代理権の付与は、画期

的なことであり私達行政書士はそれに便乗して胡座をかいているだけでは、折角付与された代理権に背くことになる。そこで、行政書士としては、付与された代理権を大事にすると共にこれを通じてさらに一層の国民の正当な権利義務が守られるように努力しなければならない。それには、法律知識は言うまでもなく、健全な社会常識をも涵養しなければならない。

行政書士としては、高いところに手を伸ばすのではなく市井にあって「街の中の法律家」であることを自覚し、弱い市民の味方として業務に励まなければならない。



新年を迎えて

経理部長 大森 千歌子

新年おめでとうございます。

会の経理部長を拝命いたしまして、その職責の重さに身の引き締まる思いで、今日まで10ヶ月が経過しました。

経理部長として、前経理部長で現在は経理部担当副会長の倉本先生、総務部長の小川先生のご指導をいただき、経理部の皆様と協議しながら、石川県行政書士会発展のために、微力ですが全力を尽くしたいと思っております。

行政書士会を取りまく、いろいろな課題（行政改革、規制緩和、行政書士法の改正、IT化等）の山積する時期にあって、行政書士会の活動、運営を円滑に行なうために、会費の納入について、会員皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

今年は、行政書士会ははじめ会員の皆様にとって、飛躍の年となりますように祈念いたしますとともに、皆様のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。



21世紀の行政書士像

業務指導部 的場 晴次

1. 行政書士の現状

バブル崩壊後の景気の低迷は一向に回復の兆しが見えない中で、世界の流れは着実にグローバル化されEUの通貨統合、中国のWTO加盟と経済基盤の共通化を整備しつつあります。日本もこの流れに逆らうことを許されず小泉首相の「聖域無き構造改革」のスローガンの下で、行政改革、特殊法人改革、司法改革、規制改革、教育改革、医療改革等さまざまな改革が行なわれようとしています。

士（さむらい）業といわれる各士業も例外ではなく規制改革、司法改革の流れの中で会則からの報酬額の削除、広告規制の自由化、受験資格の撤廃等さまざまな規制の撤廃が行われています。我々行政書士にも規制撤廃の影響が見られつつあります。今年の行政書士試験の受験者数の大幅な増加と高校生の受験者の出現はまさに規制撤廃の証左だと思われまゝ。行政書士試験の受験者数の増加はリストラされた転業希望者若しくは将来を見据えた資格取得と必ずしも規制撤廃の影響とは言い切れない面もありますが、いずれにしろ若くて優秀な行政書士の増加は歓迎すべきことだと思います。

しかし、行政書士の現状は試験合格者、公務員経験者を問わず資格取得即事務所開業で仕事成り立たないところに苦しい問題点があります。まず第一番目は行政書士試験科目と実際の業務が直結しないこと、二番目には業務範囲が非常に広範囲であること（この点は専門性を身につければ利点ともなる）、三番目は顧客からの依頼の最終目標を達成できない規制があること、例えば相続手続の依頼を受けて遺産分割協議書を作成しても不動産の登記申請は司法書士法で規制されていて登記申請が行えない、会社の記帳業務を引き受けても税務申告は税理士法で規制されており税務申告は行えないこと、金銭消費貸借契約、賃貸借契約の契約書作成は出来ますが、契約不履行の場合の強制執行手続は弁護士法で規制されていて行えない等顧客の依頼に100パーセント対応することができない点があります。

2. 行政書士の将来像

そもそも各士業の目的は国民の法的サービスの要求に応じて迅速、着実にその要求を実現することにあります。日本の現状は監督官庁の縦割り行政と各士業間のさまざまな規制に阻まれて、国民に対して余計な費用と時間をかけさせる仕組みとなっています。

すでに日本は世界経済のグローバルな流れの中で、さまざまな状況に迅速、果敢に対応していかなければなりません。しかもコンピューターとインターネットの普及は世界経済のグローバル化に拍車をかけています。日本の特殊事情を理由に各士業間の垣根争いを演じている状況ではないと思います。すでに公認会計士は日本企業の世界企業化に合わせて世界の公認会計士業務のグローバルスタンダード化に取り組んでいます。

まさに「敵は本能寺にあり」で日本国内の士業間の縄張り争いに明け暮れている内に、世界の国々から士業の自由化を求められるのも時間の問題だと思われまゝ。世界はグローバル化されつつあることは間違いありませんが、独立国家としての存在まではまだ否定されないと思います。日本国民の権利を守り、日本企業の権益を擁護する法律のエキスパートとして、士業に課された命題は非常に重要なものがあります。

行政書士の将来像も21世紀に通用する法律のスペシャリストとして国民の期待に応えられるよう、日頃の研鑽と資質の向上に励むことが求められています。



今年の監察活動に向けて

監察部長 中嶋房夫

監察部というジャンルに携わり半年あまりが経ちました。昨年8月、恵まれて全国広報・監察担当者会議に出席する機会がありました。その時の印象を申しますと、広報関係は活発に発表がありましたが、監察関係は、いささか少しだけの発表でした。これは監察活動が受け身になっているのではと思います。ある単位会は常設の監察部がなく、何か事案があった時に臨時に監察部(委員会)を設置すると聞かされた時には驚きでした。後退している現状を残念に思った次第であります。

近年日本の経済状況は最悪をきしています。行政書士を取り巻く環境もますます厳しくなっております。私の事務所は建設業務、車庫証明業務を中心に仕事をしていますが、ここ1年位前から建設業の許可更新を行わない業者が出てきました。何年か前では考えられなかった事です。どの業種でも不況は、目に見えない速さで深刻さをたどっています。

今年度の監察部の事業計画として

官公署、友誼団体、各種団体、県民に対し「行政書士制度」の理解を深める対話と宣伝活動を広く行ない、予防を基本方針とする。又、行政書士法に抵触している恐れのある団体等があればねばり強く対処する。

会員の訴えに基づき

1. 組織的に、行政書士法に抵触している恐れのある団体等に対しては業務指導部・研究グループと連携し共同又は単独で継続的に対処する。
 2. 行政書士法の権利侵害に対し機敏に対応し悪質な案件には法的に処置する。
- を掲げていますが、各種団体に特に御理解をいただき、業務の確保を積極的に取り組みたいと思っています。

幸い今年2002年7月1日より行政書士法の一部改正で代理権が付与されます、この機会に会と会員が一丸となって、脱皮かつ飛躍の年としようではありませんか。

監察部

松原政義(輪島) 0768-42-0210	斎藤忠雄(珠洲) 0768-82-6675
中嶋房夫(金沢) 076-291-7537	太田勉(七尾) 0767-32-3383
荒谷慶一(加賀) 07617-7-4422	重森政勝(小松) 0761-24-4608
中川大(金沢) 076-288-8841	

上記が監察部のメンバーです。情報等何でも結構です。どしどし御一報下さい。お待ちしております。

新年互礼会が盛大に開催される

去る1月2日（日）午前10時30分から金沢ニューグランドホテルにおいて、平成14年石川県知事谷本正憲連合後援会新年互礼会が盛大に開催され、茅野会長、宮川、倉本各副会長、他各部長が参加した。



行政書士制度強調月間中の広報活動報告



広報部長 太田 勉

石川県行政書士会では、10月1日から同月31日までを『行政書士制度強調月間』と定めて本年も総務省、石川県の後援を得て、広く国民一般に行政書士の存在をアピールし、制度の普及・浸透を図る目的で、積極的な運動を展開することを計画、実施して参りました。

この期間中、電話による無料相談『行政書士110番』を、また、県内6支部8会場において地域住民のための『行政書士による無料相談会』を開設致しました。

行政書士制度強調月間の実施結果

1、実施期間：平成13年10月1日から10月31日までの1ヵ月間

2、電話による無料相談「行政書士110番」の開設

開設日時：平成13年10月5日（金曜）／10月6日（土曜）／10月7日（日曜）
：午前10時から午後4時まで（3日間とも）

電 話：076-268-9110

相談窓口：石川県行政書士会事務局 金沢市戸水町イ70番地（石川県繊維会館内）

3、県内6支部8会場に於ける『行政書士による無料相談会』の実施日、開設場所

10月5日（金曜）	午前10時～午後4時	小松市役所1F・生活相談室
10月5日（金曜）	午前10時～午後4時	平和堂アルプラザ鹿島1F・中央イベント広場
10月5日（金曜）	午前10時～午後4時	羽咋市役所2F・第203会議室
10月6日（土曜）	午前9時～午後4時	加賀市市民会館3F・第12会議室
10月6日（土曜）	午前10時～午後4時	ショッピングプラザシーサイド1F（珠洲市飯田町）
10月6日（土曜）	午前10時～午後4時	ジャスコ杜の里店1F（金沢市若松町）
10月7日（日曜）	午前10時～午後4時	平和堂アルプラザ金沢2F（金沢市諸江町）
10月7日（日曜）	午前10時～午後4時	ショッピングセンターファミイ1Fホール（輪島市）

4、相談内容

行政書士関係業務全般について（官公署に提出する書類、その他権利義務、事実証明に関する書類の作成とその提出先、提出方法等についての相談）

- 《暮らしに関する手続き》・・相続、遺言、遺産分割協議書、農地転用手続、自動車登録、車庫証明、自賠責保険請求、土地建物の売買契約書、賃貸借契約書、公正証書、帰化の手続など
- 《独立開業など事業に関する手続き》・・会社設立、建設業許可、公共工事の指名願・営事業項審査申請、貨物・旅客自動車運送事業・食品衛生業・飲食店営業・風俗営業開発行為など

の許可、国土法届出など

- 《入管などに関する手続き》⇒在留資格認定証明書申請（資格変更・期間更新）永住、帰化の手続など
- 行政手続法（申請に対する処分、不利益処分行政指導等）に関する相談

5、市町村広報紙掲載について

行政書士による電話無料相談会『行政書士110番』、面談による各支部無料相談会についての市町村広報紙掲載によるPRを目論んで本年も8月1日付、県下全市町村広報紙担当責任者宛に依頼文書を発送しました。

市町村広報紙掲載の結果です。

支 部 名	市 町 村 名	掲載の数	
		本年度	昨年度
金 沢 支 部	松任市、美川町、鳥越村、内灘町、津幡町 七塚村、高松町	7	7
小 松 支 部	小松市、川北村、辰口町、寺井町、根上町	5	5
加 賀 支 部	加賀市	1	1
七 尾 支 部	七尾市、鹿島町、能登島町、田鶴浜町、中島町、 羽咋市、押水町、志雄町、志賀町	9	9
輪 島 支 部	輪島市、穴水町、能都町、柳田村	4	5
珠 洲 支 部	珠洲市、内浦町	2	2
合計の掲載件数（昨年度掲載件数）		28	29

6、北国新聞広告の掲載

10月5日付朝刊 全15段（一面広告）、113名の会員名、電話番号を掲載。

10月6日付朝刊 半5段（6分の1スペース）

いずれも無料相談会『行政書士110番』の開設、県内6支部8会場に於ける『行政書士による無料相談会』の実施日、開設場所を掲載するとともに行政書士制度強調月間をPR

7、ラジオコマーシャル

MROラジオ20秒スポット（Dゾーン含む）21本として、無料相談会前1、2、3、4日、無料相談会中5、6、7日に、電話による無料相談『行政書士110番』開設をPR。

8、パブリシティ（無料記事の掲載、報道）の活用

報道機関各社へ訪問、交流を進め、取材依頼の窓口の拡大強化に努めた。

9月20日・石川県庁記者クラブの報道全社へ（2週間前に）取材依頼をなした。（取材依頼書、行政書士を紹介した「広報用カラーパンフレット」を同封）

9月28日・報道関係各社を直接、訪問しての取材依頼をなした。

（取材依頼書、行政書士を紹介した「広報用カラーパンフレット」を持参）

（北国新聞、MROテレビ、NHKテレビ、石川テレビ、テレビ金沢、北陸朝日、FM石川）茅野会長、前多広報副会長、太田広報部長、中嶋監察部長、河越広報副部長、山本広報部員、下出広報部員（以上7名で）

報道結果として

9月30日・北国新聞の地方社会版にて、無料相談会日程、会場等が報道される。

10月5日・MROテレビが、本会事務局の無料電話相談『行政書士110番』を取材。お昼のニュースで放映された。

10月5日・石川テレビが、小松支部の小松市役所1F・生活相談室における『行政書士による無料相談会』を取材。お昼前のニュースで放映された。

10月7日・北国新聞のかなざわ版にて、無料電話相談『行政書士110番』の相談件数等が報道された。

11月5日放送・MROラジオ、レギュラーコマーシャル

『OH!新世界 (PM1:05~4:30) 月竜香「人生相談」』の放送のはじめに占師・月竜香本人が、行政書士のこと、行政書士業務のことをPR。また、この番組終了迄にレギュラーコマーシャルが2回以上放送された。

(11月1日占師・月竜香本人より資料の提出依頼があり、11月2日に橋場町月竜香事務所へ、金沢支部チラシ及び広報用パンフレットを郵送する。)

無料番組の出演

10月3日放送・MROラジオ『トオルと裕美のさわがしい夜 (21:00~22:00)』

(9月26日AM10:30分収録したもの) 茅野会長、前多副会長の両名が出演し、江川トオルと山岸裕美の両アナウンサーとの愉快的トークで『行政書士制度強調月間・行政書士110番』をPR。

10月4日放送・MROラジオ『OH!新世界 (PM1:05~4:30)』

茅野会長、前多副会長、太田広報部長の3名が、3時15分から15分程の生出演、生放送され、角野アナウンサーとのまじめなトークで『行政書士制度強調月間』中、行政書士110番の開設、県内6支部8会場に於ける無料相談会の実施日、開設場所、相談内容をPR。

無料ホームページ掲載

10月1日より掲載・イーライブビジョン金沢 (MROグループ) HPに掲載 (行政書士会HPにもリンクした)

9、各支部において官公署の担当課担当窓口への『行政書士制度』のアピール

各支部は、官公署の担当課担当窓口へ出向き、『行政書士制度』のアピールをなし非行政書士排除の為のポスター『頼りになる街の法律家、許認可申請のスペシャリスト行政書士 (フリーアナウンサー中井美穂)』の掲示依頼をなした。併せて行政書士法『啓発用表示板』の設置を依頼した。

10、総評、今後の課題など

無料相談件数の推移

相談会	年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
行政書士110番		112件	68件	20件	28件	33件
支部無料相談会		133件	51件	27件	28件	22件
合計件数		245件	119件	47件	56件	55件

高齢化などによる社会の要請なのか許認可手続きに関する相談よりも相続、遺言、遺産分割といった相談が圧倒的に多い。不況による社会経済の混乱のなか、しきいの低い行政書士が受け入れられたのか、行政書士法改正を追い風にして、更にここで行政書士制度が圧倒的に受け入れられるよう地道に広報活動を継続したいものである。

相談件数が大幅に増加するようになり、相談内容も司法書士業務に近いとか、多岐多様に渡る。的確な回答をしなければならぬ相談員のなれと資質の向上を図る事が必要では。

11、平成13年度行政書士制度強調月間『無料相談会』受付件数の集計結果

I. 本会事務局に於ける電話による無料相談『行政書士110番』について					
	行政書士110番相談項目	受 付 件 数			
		5 日	6 日	7 日	合 計
権利義務事実証明	遺言・相続（登記、税務対策を含む）	28	23	11	62
	各種契約（贈与、売買、交換、請負、委任、消費、賃貸借等）	3		2	5
	定款、内容証明、会計記帳等	1			1
	不動産関係（登記、境界等）	7	5	3	15
	戸籍関係（結婚・離婚、養子縁組等）	1	1	2	4
	その他	5	5	4	14
許可認可関係	許認可申請手続（建設、風俗営業等）		1	2	3
	法人設立			1	1
	土地開発				
	農地転用				
	自動車登録（車庫証明含む）	1		2	3
	入管関係	1			1
	その他	2	1		3
	小 計	49	36	27	112

II. 県内6支部8会場に於ける『行政書士による無料相談会』について								
	行政書士による無料相談項目	支 部 名						合計
		金 沢	小 松	加 賀	七 尾	輪 島	珠 洲	
権利義務事実証明	遺言・相続（登記、税務対策を含む）	44	5		6	1	2	58
	各種契約（贈与、売買、交換、請負、委任、消費、賃貸借等）	11	1		2			14
	定款、内容証明、会計記帳等	1	1					2
	不動産関係（登記、境界等）	6		1	2	1		10
	戸籍関係（結婚・離婚、養子縁組等）							
	その他	15		1		1	1	18
許可認可関係	許認可申請手続（建設、風俗営業等）	3	2			1		6
	法人設立	8						8
	土地開発				1			1
	農地転用	7	1					8
	自動車登録（車庫証明含む）	2	1			1		4
	入管関係	2						2
	その他	1			1			2
	小 計	100	11	2	12	5	3	133

I. 本会事務局・電話による無料相談『行政書士110番』	112件（68件）
II. 県内6支部8会場に於ける『行政書士による無料相談会』	133件（51件）
総合計（ ）は、昨年 の 件 数	245件（119件）

パブリシティ 新聞報道されました!

北 國 新 聞

地方社会 2001年(平成13年)9月30日 (日曜日)

北 國 新 聞

かなざわ2001年(平成13年)10月7日(日曜日)

10月から行政書士一〇番8会場で相談も
県行政書士会は十月一日から三十一日まで、電話による無料相談「行政

書士一〇番」と県内六支部八会場で無料相談会を開設し、相続、遺言や会社設立の手続きなどに関する悩みに助言する。行政書士制度強調月間にちなんで実施される。

電話相談は、五日から七日の午前十時から午後四時まで、県行政書士会事務局076(268)91100に連絡すればよい。無料相談会は、五日は小松市役所、鹿島町の平和堂アルプラザ鹿島、羽

財産処分、倒産の電話相談増加
行政書士110番
県行政書士会の無料電話相談「行政書士一〇番」(本社後援)は五日、金沢市戸水町の県行政書士会事務局で開設され、五十件の相談を受け付けた。
十月の行政書士制度強調月間にちなみ、県行政書士会が実施した。一日の相談件数は昨年と比べ、二十三件増加しており財産処分や倒産など金

銭に関する相談が増えた。無料相談は七日まで開かれる。

MROラジオ スタジオ録音風景



10月3日(水) 午後9時から10時放送『トオルと裕美のさわがしい夜』
茅野会長と前多副会長が出演、江川トオル、山岸裕美の両アナウンサーとの愉快的トークで『行政書士制度強調月間』をPR。



10月4日(木) 『OH! 新世界』 午後3時15分から10分間の生放送に、茅野会長、前多副会長、太田広報部長が出演、角野、橘 両アナウンサーとのまじめなトークで『行政書士制度強調月間』をPR。

行政書士110番の開設・無料相談会の実施



10月6日(土)『行政書士無料相談会』
 ジャスコ杜の里店 1F
 金沢支部役員の皆さん



10月7日(日)『行政書士無料相談会』
 平和堂アルプラザ金沢 1F
 金沢支部役員の皆さん



10月5日(金)『行政書士無料相談会』
 羽咋市役所 2F 第203会議室
 七尾支部役員の皆さん



10月5日(金)『行政書士無料相談会』
 平和堂アルプラザ鹿島 1F
 七尾支部



10月7日(日)『行政書士無料相談会』
 ショッピングセンター ファミィ 1Fホール
 輪島支部役員の皆さん



10月6日(土)『行政書士無料相談会』
 ショッピングプラザ シーサイド
 珠洲支部役員の皆さん



支部長として思うこと

金沢支部長 的場晴次

昨年5月の支部総会において支部会員の皆様方に支部会費の値上げという大変重い負担をお願いしながらの支部長再選というご支持をいただき、その重責をいかに果たすべきかと日々苦吟をしまいましたが、幸い会員の皆様方の多大なるご協力と大変優秀で実行力のある役員の皆様方に支えられまして新しい年を迎えられたことに深く感謝しております。

昨年の総会後の役員会において支部会費の値上げに見合う支部活動をいかに実行するかを真剣に検討しました結果、市民の皆様方に有益な活動を行うことで行政書士の業務を積極的にPRすることが必要との提案がなされ、毎年10月に行われる行政書士制度強調月間の無料相談会を今年はジャスコ杜の里店、平和堂金沢アルプラザ店の2箇所で2日間に渡って開催することを決定致しました。

去年、一昨年平和堂アルプラザ店での相談会では案内チラシを作成して会場入り口付近で来店客に配布をしたところ、従来は4～5人程度の相談者だったものが24～5名と飛躍的に増加したこともあり、チラシ効果を一層高めるためにも、また行政書士業務のPRのためにも金沢市内全所帯に町内会回覧板を利用してチラシを配布してはどうかとの提案もあり、初めての試みとして実行することを役員会で決定しました。先ず町内会回覧板でチラシ配布することが可能かどうかを金沢市町会連合会に確認したところ、行政書士による無料相談会は営利目的ではなく市民の利益に繋がるとして快諾を得ましたが、金沢市内135000世帯に配布するチラシ作り、84ある各町会連合会事務局へのチラシの配送と各世帯への配布依頼には意外と手間暇と時間がかかり、役員が総出でそれぞれ手分けをお願いに廻りました。特に各世帯へのチラシの配布は相談日に間に合うよう心懸けました結果、多少のトラブルはありましたがほとんどの世帯には相談日前には配布がなされ、金沢市の町内会の組織力には改めて驚嘆しております。

相談日当日は果たしてどの位のチラシの反応があるのか全く読めない状況の中で、相談員として支部役員全員に宮川副会長の応援を求めて万全の体制で臨みましたが、予想をはるかに超える相談者がジャスコ杜の里店に開店当初から押し寄せ、会場作りが遅れたことと併せて相談者には急遽休憩所で相談に応じる場面もありましたが、第1日目は40件の相談者が訪れる大盛況となりました。2日目は3年連続で相談を行う平和堂アルプラザ店であったため、相談員として茅野会長の応援を求めて体制を強化しましたが相談席3席（2人掛け計6人の座席）はあっという間に埋まり、順番待ちが出来る大盛況となりました。結局2日目は60件の相談があり、2日間で100件という想像を絶する相談件数は市民に対して如何に法的サービスが薄いかと言うことを痛感させられました。2日間を通しての相談内容は相続、遺言、会社設立、運送業許可申請、農地転用申請、金銭消費貸借契約、賃貸借契約等実務的に処理するにしても相当の法律知識を要するものから人性相談まで内容は多岐に渡りましたが、いずれにしても行政書士としての実務の勉強と資質の向上は欠かすことの出来ないことを実感させられました。

今回の無料相談会の実施は県会の電話無料相談と併せて実施したのですが、県内41市町村の広報紙への無料相談会開催掲載依頼、ラジオコマーシャルの実施、北国新聞広告掲載、金沢市内全世帯へのチラシ配布と県と各支部が一体となった努力が効を奏したものと思われまます。

金沢市内全世帯へのチラシ配布は相当の費用と役員の労力を必要としましたが、その反響の大きさからして市民の間に行政書士の存在を充分アピール出来たものと自負いたしております。ただ残念なのは時々「行政書士に相談をしたいのだが行政書士の看板が見えない」或いは「行政書士事務所がどこにあるか分からない」との声を聞くことがあります。会員の皆様方におかれましては是非とも事務所には「行政書士」の看板を堂々と掲げていただきたいと思います。

最後に支部長として今後とも地道な支部活動を続けることで行政書士の存在とそのPRに励みたいと思っておりますので、会員各位のご指導、ご鞭撻と支部役員の一層のご協力を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

寺田 隆 (てらだ たかし)

昭和37年7月13日生 (満39歳)

妻1人、子2人 (一男一女)

行政書士登録平成7年2月8日 (業務歴7年)

現在 石川県行政書士会 理事総務部副部長

石川県行政書士会金沢支部 理事総務部部长

事務所 〒920-0823 金沢市夕日寺町ホ172

TEL (076) 251 - 2522

FAX (076) 251 - 4144

E-mail:terada.t@p2222.nsk.ne.jp



経営基本方針 — 役立ちの3原則 —

1. お客様への役立ち

「絶対にお客様を守る」の信念の元に事務所の全能力を結集し、お客様に貢献する。

2. 社会への役立ち

行政の円滑な実施、お客様の事業拡大、発展に寄与し、国家社会に貢献する。

3. 職場への役立ち

人格形成の場として、相互の自己啓発と錬磨により、実りある人生と豊かな生活を築き事務所の向上に貢献する。

あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。

さて、私が行政書士道に入った発端は、それまで勤めていた表征史税理士事務所があまりに忙しく、少しゆとりが欲しかった事と体力的に徹夜が辛くなった事から始まりました。将来的な不安は山ほどありましたが「一度きりの人生だから」と清水の舞台から飛び降りてしまいました。

当時の副会長、現会長の茅野先生から、「やんまっし、応援するぞ」の一言を頂き、何とかなるかなぐらゐの安易な気持ちで始めてしまいました。

さて、行政書士登録し開業の案内を出して「さあがんばるぞ」と意気込んでいましたが、待てど暮らせど誰からも何の依頼もありませんでした。2ヶ月何もなくて不安になって、会計事務所勤務時代に名刺交換させていただいたところに片端からアポを取り相談に行きました。それが功を奏したようで、いろいろな会計事務所からお客様を紹介していただき、少しずつ仕事が入ってきたという感じでした。

私の場合、会計事務所という特殊な職場に勤務し、現在の業務に通ずるお客様とのパイプがあったことと石川県行政書士会の役職を頂き、なにも分からなくも一生懸命取り組まさせていただいたことが、景気の低迷が続きながらも今日に至れた理由ではないかとか感謝しております。

今後も、我々を取り巻く環境は厳しい状況が続くのではないかと思います。朝のこない夜はないと信じ、自らに与えられた試練に真摯に向き合っていくことが、私を含め皆様方の行政書士道を切り開く事につながるのではないかと感じます。

中川 大行政書士事務所
塩梅佳恵行政書士事務所

事務所 河北郡津幡町井上の荘3丁目63番地
主な業務 建設業、運送業、産業廃棄物処理業の許認可申請等
及び権利義務に関する書類の作成



中川 大行政書士事務所

TEL 076-288-8841 FAX 076-288-8842

平成7年2月、サラリーマンから合格を機に金沢市八日市に開業。はじめは、他の先生のお手伝いをしながら、勉強させてもらいました。この時、対面で仕事をする難しさを感じました。

平成9年10月結婚を機に津幡町能瀬に引越し、12年10月より現在の事務所を津幡町井上の荘に開設しました。

当事務所では、地域に密着した行政書士となり、住民の力になることをめざします。

趣味は、オフロードバイクです。

塩梅佳恵行政書士事務所

TEL 076-288-6794

主婦から合格して、平成12年6月に開業。中川さんと家が近く、中川さんも資格者同志で仕事することを希望して下さったこともあり、共同事務所を開設しました。

はじめは、中川さんに教えてもらいながら仕事を一緒にしてきました。今後は、女性であることを活かして、身近な相談に応えていこうと思います。

趣味は、思いっきり洗濯することです。

平成13年度行政書士試験を終えて



石川県試験場責任者

石川県行政書士会 副会長 前 多 利 彦

昨年10月28日（財）行政書士試験研究センター主導による第2回目の行政書士試験が行われました。

今回の試験の特徴としては、全国的に受験者が激増したことです。石川県試験場に於いても、12年度は481名の出願に対し13年度は644名の出願がありました。

「13年度は増加する」との読みから前回の県立工業高校に代わる試験場を昨年4月頃から探しており、地場産業振興センター本館全室を借りることにしましたが、受験者激増により収容スペースいっぱいを借りてもまだ席数が不足し、新たに試験場のマニュアル作りや設営の検討が必要となり、なおかつ大ホールのセットは業者委託することになりました。このため、検討会やシュミレーションを何度も行いました。

また、受験室そのものの部屋数は減ったのですが（県立工業では14教室）1試験室あたりの受験者が多くなるため、結果として試験監督員や補助員を増員することになりました。

このため、石川県行政書士会試験対策特別委員のみならず本会役員はじめ金沢支部・小松支部の一般会員多数のご協力を頂きました。

ただ、今年度（14年度）もし受験者が増加すると、あらたな試験場の開拓もしくは、地場産業センター新館も借り入れるということも検討しなければなりません。

その場合のマニュアルや人員確保等多数の問題が生ずることになるかと思えます。金沢・小松支部の有志のみでは対応することが難しくなってくるかと思えます。本会役員はじめ全県の動員が必要になった場合はご協力の程よろしくお願いいたします。

みなさまのご尽力により、13年度試験は滞り無く遂行することができました。

この場を借りて、ご報告と感謝を申し上げます。





●平成13年度 行政書士試験場別試験結果数

2002.1.17

試験地	コード	試験場	申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (D)	合格率 % (D)÷(B)
北海道	011	北海学園大学 豊平校舎	1679	1447	160	11.06
	012	函館勤労者総合福祉センター	132	114	3	2.63
	013	道北経済センタービル (旭川商工会議所)	288	248	23	9.27
	014	釧路公立大学	212	179	15	8.38
青森県	021	青森県教育会館	422	367	21	5.72
岩手県	031	岩手県自治会館	417	355	14	3.94
宮城県	041	メイフェアプラザ仙台ワッセ	1246	1076	101	9.39
秋田県	051	秋田テルサ	340	298	14	4.70
山形県	061	山形短期大学	410	357	28	7.84
福島県	071	日本大学 工学部	709	609	42	6.90
茨城県	081	茨城大学 教育学部	916	773	55	7.12
栃木県	091	宇都宮大学 峰キャンパス	877	755	34	4.50
群馬県	101	群馬大学	1060	905	76	8.40
埼玉県	111	埼玉大学	3746	3183	373	11.72
千葉県	121	日本大学 生産工学部津田沼校舎	2994	2557	301	11.77
東京都	131	慶應義塾 三田校舎	6751	5723	980	17.12
	132	日本大学 文理学部	4629	3793	554	14.61
	133	日本大学 法学部	2921	2412	371	15.38
神奈川県	141	東海大学 湘南校舎	2908	2463	276	11.21
新潟県	151	新潟大学 人文法経学部	985	842	65	7.72
富山県	161	富山大学 工学部	539	467	37	7.92
石川県	171	石川県地場産業振興センター	644	545	47	8.62
福井県	181	福井県立大学	316	276	17	6.16
山梨県	191	山梨学院大学	397	344	20	5.81
長野県	201	JA長野県ビル (長野会場)	486	418	26	6.22
	202	松本歯科大学 (松本会場)	312	263	11	4.18
	203	駒ヶ根総合文化センター (駒ヶ根会場)	117	100	11	11.00
岐阜県	211	岐阜県立岐南工業高等学校	968	826	61	7.38
静岡県	221	静岡大学 共通教育棟	1806	1559	115	7.38
愛知県	231	名城大学 天白校舎	4832	4243	416	9.80
三重県	241	三重大学 共通教育3号館	826	705	54	7.66
滋賀県	251	立命館大学 びわこ・くさつキャンパス	730	630	48	7.62
京都府	261	立命館大学 衣笠キャンパス	2553	2220	305	13.74
大阪府	271	大阪府立大学	5623	4870	606	12.44
兵庫県	281	姫路工業大学 ●写キャンパス	742	672	59	8.78
	282	神戸学院大学	2764	2438	294	12.06
奈良県	291	奈良県立平城高等学校	989	854	99	11.59
和歌山県	301	県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛	452	396	37	9.34
鳥取県	311	鳥取県庁 講堂	209	185	12	6.49
島根県	321	島根大学	360	289	20	6.92
岡山県	331	岡山県立大学	1077	933	109	11.68
広島県	341	広島経済大学	1541	1316	129	9.80
山口県	351	山口セミナーパーク (一般研修棟)	607	505	42	8.32
徳島県	361	四国大学	408	345	23	6.67
香川県	371	香川大学 教育学部	718	628	64	10.19
愛媛県	381	松山大学 2号館	688	589	49	8.32
高知県	391	高知県立高知小津高等学校	276	238	15	6.30
福岡県	401	福岡工業大学	2972	2535	241	9.51
佐賀県	411	佐賀学園高等学校	433	366	24	6.56
長崎県	421	長崎県勤労福祉会館 (長崎会場)	372	327	21	6.42
	422	佐世保市労働福祉センター (佐世保会場)	148	127	6	4.72
熊本県	431	九州東海大学 熊本キャンパス	746	622	56	9.00
大分県	441	大分医科大学	437	375	19	5.07
宮崎県	451	宮崎県立宮崎大宮高等学校	451	386	18	4.66
鹿児島県	461	鹿児島大学 (鹿児島会場)	681	585	49	8.38
	462	鹿児島県大島支庁 (奄美大島会場)	24	18	0	0.00
沖縄県	471	沖縄大学	459	398	24	6.03
	472	沖縄県宮古支庁	13	10	0	0.00
	473	沖縄県八重山支庁	8	6	1	16.67
全国計			71366	61065	6691	10.96



支部だより

小松支部



..... 小松支部平成13年度 主な活動報告

小松支部長 京 念 昇

小松支部では、次の三つを主な事業として行ってきました。

第一は、10月5日開催の強調月間活動無料相談会です。例年のように小松市役所の生活相談室を会場にして行い、午前中4人、午後4人の計8人の相談者が訪れました。

相談内容はほとんどが相続、遺言、遺産分割やまた農地の交換といったものでした。これらは皆不動産に関する権利関係でもあり、登記や税金が絡む相談でもあります。

行政書士業務として普段関わりが多いいわゆる許認可業務についての相談はめったにないようです。

私見ですが、相続遺言等の権利関係と登記税務との関連について事前研修の必要を痛感致しました。また、開催日時を能美四町の広報誌にも掲載しておりますが、相談者は小松市民のみであり、開催方法等について検討の余地があるようにも感じました。

第二は、官公庁の窓口訪問活動です。これも同月間活動として10月23日実施しました。小松市及び能見四町の農務課や建築課などを中心に、業務の排他的独占性について説明し、土業の啓発プレートの設置を確認し、ポスターを配布して回りました。

毎年の積み重ねがあって、どの窓口でも真摯な対応であり、プレートもほとんど設置されていきました。

フェイス・トゥ・フェイスの窓口廻りは地道な活動ですが、一人ひとりが歩く広告塔として土業をPRする大切な事業であることを認識致しました。

今後の課題としては、業務に関する手続等に関し、支部が官庁からの通知の受け皿となって会員に周知できるようなシステムを常に構築してゆくことが望まれるように思いました。

第三は、「都市計画法等研究会」の開催です。昨年度は、改正都市計画法について実施しましたが、今年度はテキストに学陽書房発行の「不動産に関する行政法規」を選び、9月に土地基本法と国土利用計画法。10、11月に都市計画法を輪読を中心に行いました。参加者は3～5名です。

今後は、建築基準法、農地関係法、環境保全等のための規制法、それに不動産に関する税法の概要についても予定しております。

不動産に関連する行政法規を俯瞰的に把握することは、業務の基礎であり開業後なるべく早い時期に修めることが必要と改めて実感した思いです。

最後になりましたが、これらの支部事業に御協力頂きました皆様に心から感謝申し上げますと共に、なお一層のご支援ご鞭撻をお願いして事業の中間報告とさせていただきます。

能登3支部合同研修会



日 時 平成13年9月22日（土）午後1時30分から午後5時まで
会 場 フローイント和倉（石川縣市町村職員共済組合保養所）
出席会員数 七尾支部10名 輪島支部6名 珠洲支部2名 合計18名

業務研修会次第

1. 司会者のあいさつ（輪島支部長 波座行一） 1:30
2. 開会のことば（七尾支部幹事 高位孝一）
3. 業務研修会
 - (1) 相続の実務手続きについて 1:40～2:50
（七尾支部長 端井義之）
(休憩 10分)
 - (2) 最近の建設業許可申請について 3:00～5:00
（本会理事 太田 勉）
4. 閉会のことば（まとめ）（輪島支部長 八木史郎）

懇親会は、6時30分から行われた。

懇親会では、能登3支部の会員が杯を酌み交わしながら垣根を取り払って、交流を深め、業務の話や世間話に花が咲き、二次会では、空オケで歌い、楽しい雰囲気で大いに盛り上がった。本当に有意義な一泊研修であったと思っております。



…………… 片野の鴨池の坂網猟 ……………

加賀支部長 中川 二三夫

加賀市に生まれ、加賀市で育ち、現在行政書士として、生活の糧を得ている自分ですが、自分の故郷の観光、伝統行事についての自慢したい話を、各自多少は持っているものである。その中で今回は、ちょっと変わった伝統狩猟法を紹介したいと思う。

それは片野町にある鴨池の坂網猟である。この片野の鴨池は、加賀市大聖寺の西北約4kmの小高いところにあります。池の広さは水をはると5.5haに及び一面の大池になり、秋になるとシベリア地方から、たくさんの鴨や雁がやってきて野鳥の楽園となっている。平成5年にラムサール条約登録の湿地として、又鳥獣保護区特別保養地区として、全国からバードウォッチャーの集まる所で有名になった。

鴨は、日中この池の中で遊び、夕方になると小高い丘陵を越えて餌を求めてゆき、次の朝には再びこの池に戻ってくる。鴨池の坂網猟はこのような鴨の習性を利用して行う狩猟である。坂網は手網のようなものに約1.6mの竹の柄をつけ、朝夕に鴨が飛び立ってくるころ、小高い丘陵に立ち、その坂網を前方に投げ上げ、からませて捕る猟である。この猟法は全国でもここにしかなく、その用具は民族文化財に指定されている。

鴨猟は11月15日～翌年2月15日の間で、大聖寺捕鴨区協同組合の組合員がこの時期になると、坂網を担いで出かけるようである。鴨の治部煮は大聖寺の晩秋から冬を代表する味覚となって地元以外でも人気となっている。

旧大聖寺藩は、永年この独特の坂網猟以外の猟法を許可しなかったため、今日までこの池は野鳥の宝庫として残されてきた。

現在も坂網猟以外の猟法は許されていないため、野鳥が安心して越冬が出来るようで、人間と共存共栄している。

野鳥の好きな方は、是非一度片野を訪れてみてはどうでしょうか。





…… 能登空港も完成真近、
三大都市圏はもう日帰り行動圏。……

輪島支部長 八木 史 郎

今、能登が変わろうとしています。

半島に文化はないということわざがありますが美しい自然と豊かな観光資源に恵まれた能登に開港する能登空港は、観光リゾートの広域化、多様化、活性化により大都市圏との交流の拡大と住民生活の向上、企業立地及び地場産業の振興、雇用問題の拡大、災害に強い都市づくり等極めて重要なプロジェクトとして整備しているものです。空港は、能登地域と東京・大阪・名古屋との時間距離を大巾に短縮し観光振興にも役割を果たします。工業団地への企業誘致など空港と一体になった地域づくりの核となり能登の空の玄関として、人・もの・情報の交流拠点として大きな役割を果たすものです。

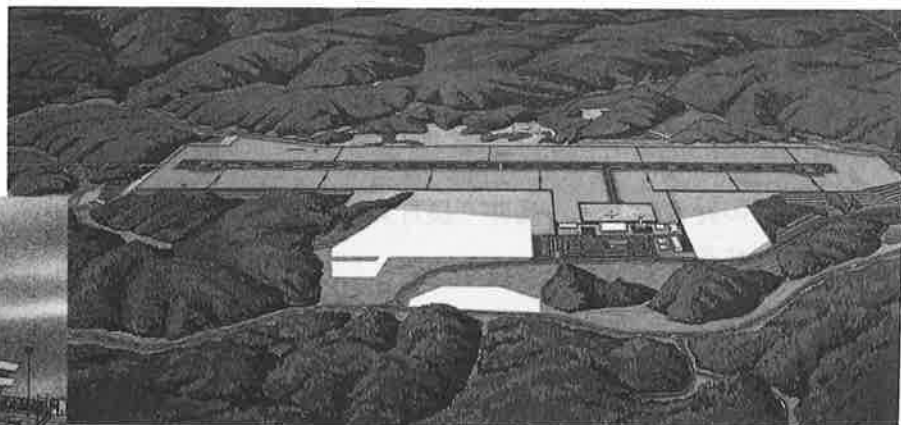
美しい自然豊かな能登、歴史に恵まれた伝統文化のある能登、魅力あふれる能登は空港利用によりますます身近なものになります。能登の繊細な人情にふれ、風土・美覚を体験し、満喫する旅など21世紀のリゾートライフが夢のあるものになる事でしょう。

施設規模（土地利用計画）

全体のエリアは兼六園の約43倍に相当する500haで、うち140ha余りに滑走路や飛行機が駐機するエプロンターミナルビル、パーキング等空港施設が整備されます。残る団地利用は能登空港の特色でもある「森の中の空港」として緑豊かな自然環境や景観と調和を図りながら整備されます。滑走路の延長は2,000mで小型ジェット機（乗員約150人）の発着が可能な空港として整備されます。



ターミナル完成イメージ



完成イメージ

- 初 フ ラ イ ト 平成15年7月
 - 名 称 能登空港 (第3種空港)
 - ターミナルビル RC造4F 延面積 約 9,000m²
- 平成13年12月に工事着工、供用開始平成15年4月開始

周辺、整備、設置

輪島市臨空産業団地造成 事業主体 輪島市

当該団地は能登空港から徒歩1分と国内屈指の空港に隣接した産業団地で森林浴を満喫しながら自然空間の中でゆったりとビジネスワークや身のリフレッシュが体験できる。全体面積の半分以上がそのまま緑地として保全整備するなど自然環境にも大変優れている

- 位 置 金沢市北方100km
(能登有料道路終点より珠洲道路約6km能登空港建設地に向かい)
- 規 模 総面積 33.9ha
造成区画 23
- 現在造成中 14年秋 創業1社

以上能登空港の施設規模(土地利用計画)の概要及び臨空産業団地についてでありますがいずれにしてもその周辺には特に7市町村の行政窓口センター的な施設も出来る事でしょう。いずれにしろ今後行政の中心的地域になるのではないかとと思われる。

空港の場所は？

空港用地は輪島市・穴水町・能都町の1市2町にまたがる木原岳に位置し、能登有料道路の終点である穴水町此木インターから車で約10分の珠洲道路沿い右手にあります。

各市からの車所要時間

- 輪島市：約 25 分
- 七尾市：約 60 分
- 珠洲市：約 45 分
- 羽咋市：約 60 分





情報コーナー

[経営状況分析申請が変わりました。]

(指定経営状況分析機関)

財団法人 建設業情報管理センター石川県支部

1. 申請にあたっての注意事項 (平成14年4月以降に経営事項審査を受審する分から適用)

- ①経営状況分析申請については、次の2～9を参考としてください。
- ②経営事項審査日までに経営状況分析終了通知書がないと経営事項審査が受けられません。
- ③申請書類の受付は、簡易書留による郵送のみとなります。

2. 提出書類

次の①～⑧の書類を申請書類提出用封筒に入れ、当支部まで必ず簡易書留で郵送してください。なお、申請書類を作成する際には、建設業法等関連法令を熟読の上、申請してください。

①経営状況分析申請書 (建設業法施行規則別記様式第25号の8)

申請書を独自に作成する場合は、表面だけでなく裏面が必ず記載された申請書で作成してください。

申請代行者が書類を作成する場合は、必ず代行者の氏名、連絡先を明記してください。

②郵便振替払込受付証明書 (所定様式)

分析にかかる手数料は、郵便局又は銀行で振込み、申請書裏面に貼付してください。

③兼業事業売上原価報告書 (建設業法施行規則別記様式第25号の7)

兼業事業売上原価がある場合は提出してください。

④経営状況分析の申請付表 (付表には、必ず押印してください。)

個人の場合は提出してください。

法人の場合で旧様式の財務諸表を使用している場合は提出してください。

⑤財務諸表 (消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜処理を採用してください)

財務諸表は、「建設業法施行規則別記様式記載要領」、「国土交通大臣が定める勘定科目の分類」(別添参照)に従って作成してください(6 財務諸表作成上の注意参照)

(法人) 建設業法施行規則別記様式

第15号貸借対照表 (注意部分全てを含む)

第16号損益計算書、完成工事原価報告書 (注意部分全てを含む)

第17号利益処分 (損失処理)

証券取引法の規定に基づき有価証券報告書を作成している法人は、次の書類も提出してください。

有価証券報告書の中の連結財務諸表

(個人) 建設業法施行規則別記様式

第18号貸借対照表 (注意部分全てを含む)

第19号損益計算書 (注意部分全てを含む)

⑥建設業許可通知書の写し

申請日時点で有効であるかどうか確認してください。

許可更新中の場合は、それを確認できるものを提出してください。

⑦「当期減価償却実施額」を確認できる書類

(法人)

税務申告書別表16(1)及び(2)の写し。

別表に代えて減価償却費計算表を申告時に添付している場合は当該計算表。

(個人)

青色申告決算書一式の写し(青色申告者)又は収支内訳書一式の写し(白色申告者)。

上記に加え減価償却費計算表を申告時に添付している場合は当該計算表。

⑧「受取手形割引高」を確認できる書類

税務申告書別表11(1)の写し又は取引のある金融機関が発行する借入金残高証明書の写し(審査基準日時点のもの)。別表11(1)を作成しておらず個人借入等残高証明書が発行されない場合は、申請書の余白にその旨記入してください。

注1 前期に経営状況分析申請をされていない方は、前期分の財務諸表(加えて、証券取引法の規定に基づき有価証券報告書を作成している法人は連結財務諸表)も必要となります。

注2 組織変更、決算期変更等特殊な場合は、内容に応じて前期1に加えて書類の提出が必要となりますので、当支部へ問い合わせください。

注3 当支部より、申請内容について問い合わせをする場合がありますので、申請書類一式の写しを必ず保管してください。

3. 提出先及び申請方法、問い合わせ先

財団法人 建設業情報管理センター石川県支部(簡易書留で郵送、窓口での受付は致しません)
(送付先)

〒921-8036 金沢市弥生2-1-23 石川県建設総合センター3F
TEL 076-242-3551 FAX 076-242-3572

4. 受付期間

申請書類の受付は、通年で行っています。(土、日、祝祭日、12月29日～1月3日までの日及び当財団理事長の別に定める休日を除く)

5. 経営状況分析終了通知書の発送

「経営状況分析終了通知書」は、申請受付後、2週間程度で送付します。

ただし、申請書類に不備がある場合等送付が遅くなる場合があります。

6. 虚偽申請、記載の罰則の適用

建設業法第46条及び第47条により、次の行為が罰則の適用となります。

- ① 経営事項審査申請書、経営状況分析申請書、財務諸表等に虚偽の記載をして提出した場合。
 - ② 国土交通大臣又は都道府県知事(当センターを含む)が、経営事項審査のために必要と認め、申請者である建設業者に報告又は資料の提出を求めたにもかかわらず、報告又は資料の提出をしなかったり、あるいは虚偽の報告や虚偽の資料を提出した場合。
- この罰則が適用されると、許可の取り消しを受け、5年間は改めて許可を受けることができないこととなります。

7. 財務諸表作成上の注意

財務諸表については、法人の場合は、「建設業法施行規則別記様式第15号、第16号及び第17号の記載要領」、個人の場合は、「同規則別記様式第18号及び19号の記載要領」、「国土交通大臣が定める勘定科目の分類」によって作成してください。

(全体)

- ①各勘定科目の金額、合計金額は、千円単位（千円未満切り捨て）で表示してください。なお、各合計金額及び計算金額（損益計算書の各利益又は損失）については、千円単位で表示された各科目の金額を加算するのではなく、円単位までの金額で計算した後、千円未満を切り捨てて表示してください。
- ②免税事業者の場合は、「注1 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法」又は「注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法」に「免税事業者」と記載してください。

(貸借対照表)

- ①「資産」、「負債」のうち国土交通大臣が定める勘定科目に該当する科目がない場合は、「その他」に含めて記載し、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該科目を示す名称を付して記載してください。
(例) その他流動資産（未収入金12,000、仮払金7,900） 20,000
- ②引当金、積立金、準備金は、その細目まで記載してください。
(例) 「完成工事補償引当金」等
- ③繰延資産は、「創立費」、「開業費」、「新株発行費」、「社債発行費」、「社債発行差金」、「開発費」、「試験研究費」、「建設利息」の商法上の8科目以外は計上できません。負担金、権利金、保証金等税法上の繰延資産は、その内容により「無形固定資産」又は「投資等」に計上してください。
- ④「繰延税金資産、負債」、「長期繰延税金資産、負債」は、税効果会計を適用している場合のみ記載を要します。税効果会計を適用していない場合は記載しないでください。
- ⑤流動負債にマイナス計上している勘定科目がある場合は、流動資産の適切な勘定科目に振替えてください。
- ⑥「貸倒引当金」については、負債の部に計上するのではなく、資産の部に計上してください
- ⑦「裏書手形」、「割引手形」を「受取手形」と相殺している場合は、その金額を貸借対照表の脚注（注16）に記入してください。
- ⑧「当座借越」（当座預金のマイナス）は、「現金預金」と相殺するのではなく、「短期借入金」として計上してください。
- ⑨「株主、役員、従業員からの借入金」は、借入金勘定に計上してください。

(損益計算書)

- ①「販売費及び一般管理費」のうち国土交通大臣が定める勘定科目に該当する科目がない場合は、「雑費」に含めて記載し、その金額が「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を示す名称を付して記載してください。（記載方法は、（貸借対照表-①の（例）参照）
- ②「営業外収益」のうち国土交通大臣が定める勘定科目に該当する科目がない場合は、「その他営業外収益」に含めて記載し、その金額が「営業外収益」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該収益を示す名称を付して記載してください。（記載方法は、（貸借対照表-①の（例）参照）
- ③「営業外費用」のうち国土交通大臣が定める勘定科目に該当する科目がない場合は、「その他営業外費用」に含めて記載し、その金額が「営業外費用」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を示す名称を付して記載してください。（記載方法は、（貸

対照表-①の(例)参照)

- ④「その他特別利益」、「その他特別損失」のうち金額が僅少でないものについては、それぞれ当該項目を示す名称を付して記載してください。(記載方法は、(貸借対照表-①の(例)参照)
- ⑤貸倒引当金の繰入額は、営業取引にかかわるものは「販売費及び一般管理費」に計上し、営業外取引にかかわるものは「営業外費用」に計上し、貸倒引当金の戻入額は、「特別利益」に計上してください。洗替法で処理した場合は、繰入額、戻入額の差額を該当勘定科目に計上してください。
- ⑥「法人税等還付金」は、「特別利益」に計上するのではなく、「法人税、住民税及び事業税」の細目として計上してください。(「追徴税額」についても「特別損失」ではなく、以下同様にして計上してください。)
- ⑦「法人税等調整額」については、税効果会計を適用している場合のみ記載を要します。税効果会計を適用していない場合は、記載しないでください。
- ⑧借入金等の計上があるにもかかわらず、「支払利息割引料」の計上がない場合には、「その他営業外費用」混入している場合も散見されますので、適正に計上してください。
- ⑨利益処分において、「法人税、住民税及び事業税」を「納税充当金」、「納税引当金」、「法人税等引当金」、「納税積立金」等の勘定科目で処理することはできません。損益計算書上の「法人税、住民税及び事業税」に計上してください。

8. 「当期減価償却実施額」の対象となる資産について

- ①「当期減価償却実施額」の対象となる資産
「有形固定資産」、「無形固定資産」→別表16(1)及び(2)で減価償却費を計算しているもの。
- ②「当期減価償却実施額」の対象とならない資産
「繰延資産」、「一括償却資産」
- ③「特別償却実施額」について
「特別償却実施額」については、原則として別表16(1)又は(2)に計上されているので、特別償却の付表(五)の金額は「当期減価償却実施額」に含めません。

9. 市町村コード表

コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	
17201	金沢市	能美郡	辰口町	河北郡	津幡町	鹿島郡	鳥屋町	
17202	七尾市	17323	川北町	17361	高松町	17402	中島町	
17203	小松市	17324	石川郡	17362	七塚町	17403	鹿島町	
17204	輪島市	美川町	17363	宇ノ気町	17404	能登島町		
17205	珠洲市	17342	鶴来町	17364	内灘町	17405	鹿西町	
17206	加賀市	17343	野々市町	17365	羽咋郡	17406	鳳至郡	
17207	羽咋市	17344	河内村	富来町	17421	穴水町		
17208	松任市	17345	吉野谷村	17382	志雄町	17422	門前町	
	江沼郡	17346	鳥越村	17383	押水町	17423	能都町	
17301	山中町	17347	尾口村	17385	志賀町	17424	柳田村	
	能美郡	17348	白峰村	17384	鹿島郡	珠洲郡		
17321	根上町	17349		鹿島郡	17401	田鶴浜町	17441	内浦町
17322	寺井町							

※この書類の有効期間 H14. 4. 1～H15. 3. 31

(ただし、上記有効期間内に建設業法令、経営事項審査、経営状況分析に改正等があった場合、一部内容が変更となる場合もあります。)

特殊法人等の「廃止・民営化」と日行連

政府は、平成13年10月5日各府省の「特殊法人等の組織見直しに関する報告」に対する意見を公表した。

認可法人である日本行政書士会連合会については、総務省の検討結果として「廃止は困難である。」「民営化については検討の余地はあるものの、適当でないと考える」との報告をしている。

この総務省の報告に対して、特殊法人等改革推進本部は、「本来民間法人、共済組合その他国の政策実施機関以外の法人として整理されるべきもの」（廃止・民営化の対象となっている7土業すべてについて同じ）と指摘している。

日行連としては、1、会の運営は会費で賄われていること 2、国又はこれに準ずるものから補助金等を受けていないこと 3、会の役員は総会において自主的に選任していること 4、報酬規定を会則から削除し、報酬額については会員の自由意志に任されていること 5、会則等で広告に関する規制をしていないこと 等から廃止・民営化の対象には該当しないものであり、平成13年末の予算案決定に向けて策定される「特殊法人等整理合理化計画」から除かれてしかるべきであると要望した。

石川県行政書士会並びに日本行政書士政治連盟石川県支部

顧問名簿

石川県行政書士会 会長 茅野勇平
日本行政書士政治連盟石川県支部 支部長

昨年10月、石川県行政書士会並びに日本行政書士政治連盟石川県支部は、行政書士の業務分野確立のための関係業界・関係省庁との調整、行政書士の社会的・経済的地位の向上並びに行政書士法の改正推進にご尽力いただくことを依頼して、下記記載の県会議員の方に顧問になっていただきました。

記

顧問御芳名（県会議員）

稲村建男殿	(羽咋市・羽咋郡南部)
長憲二殿	(七尾市)
紐野義昭殿	(金沢市)
下沢佳充殿	(金沢市)
八十出泰成殿	(河北郡)
山田憲昭殿	(石川郡東南部)
石坂修一殿	(金沢市)
宮元陸殿	(加賀市・江沼郡)



研修会報告

本会研修会

第2回業務研修会

日 時 平成13年9月8日（土）午後1時30分から5時00分まで

場 所 地場産業振興センター本館第3研修室

研修内容 1. 「知的所有権の契約業務の現状」

講師（財）石川県産業創出支援機構

特許流通支援センター長

一丸義次氏

2. 「行政書士証票の電子化と電子申請の今後」

講師 日行連高度情報通信社会対策本部委員

東京都行政書士会荒川支部

支部長 赤池祐一氏

第3回業務研修会

日 時 平成13年11月9日（土）午後1時30分から5時00分まで

場 所 石川県地場産業振興センター本館

研修内容 1. 「一般貨物自動車運送事業許可申請の基礎知識」

講師 中部運輸局石川陸運支局

輸送課 松本英二氏

2. 「業務受託と代理権」

講師 北陸大学法学部

助教授 柳本祐加子氏



第1回研修会

平成13年9月14日（金）PM6：00～PM8：30
石川県地場産業振興センター 新館4F第11研修室
「会社設立と建設業許可申請について」
進行 金沢支部 片山 義宏 会員 参加者21名

第2回研修会

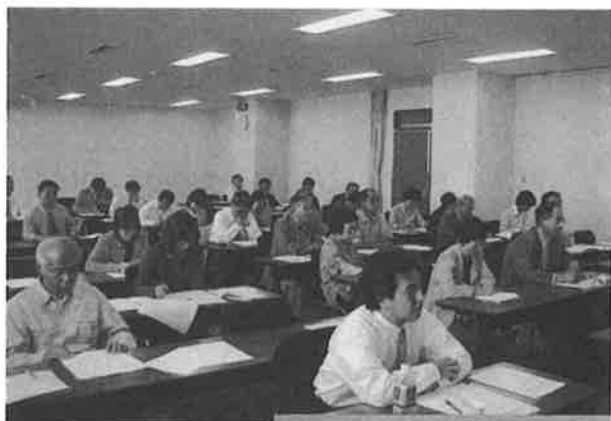
平成13年10月13日（土）AM9：30～AM11：45
石川県地場産業振興センター 本館3F第3研修室
建設業決算変更届「財務諸表基礎講座（1）」
講師 日本福祉大学助教授 徳前元信氏 参加者36名

第3回研修会

平成13年11月17日（土）AM9：30～AM11：40
石川県地場産業振興センター 本館3F第3研修室
建設業決算変更届「財務諸表基礎講座（2）」
講師 日本福祉大学助教授 徳前元信氏 参加者33名

第4回研修会

平成13年12月15日（土）AM9：30～AM11：45
石川県地場産業振興センター 本館3F第3研修室
建設業決算変更届「財務諸表基礎講座（3）」
講師 日本福祉大学助教授 徳前元信氏 参加者28名



書士会研修は“ありがた塾”

金沢支部 大田 晃

行政書士会のお仲間入りをさせて頂いて3年半がたちました。小学校4年生クラスになったところで、先輩の後ろから駆足、青息吐息の毎日です。最初の1～2年頃は、何かと先輩諸先生の足手まといとなり、さらに、「会社設立」等書類作成について、初歩からご指導頂いたことなどが昨日のように思い出されます。

然し、いつまでも下級生留りではいけないと、昨年は書士会案内の「研修会」に皆出席（9回）しました。研修は何れも適時適切な「課題」についての内容であって、私にとっては未知の分野の勉強が出来て「有難い研修」でした。

特に10～12月の連続3回にわたり実施された「建設業決算変更届（財務諸表基礎講座）講師＝日本福祉大学助教授 徳前元信氏」は、貴重な、充実した講義であったと思います。同講師が“会計は会社の鏡である”と述べられた言葉が今でも印象に残っています。

本紙上をかりて、書士会研修の企画・運営についてお世話下さっている方々に感謝とお礼を申し上げます。とともに、会員全体のスキルアップのためにも、より多くの会員が誘い合って「書士会研修“ありがた塾”」に参加されますようお願いしてやみません。

研修会に参加して

谷口 憲弘

行政書士の看板を掲げて以降、先輩諸兄の強い勧めもあり、先約や依頼人との約束がない限り殆どの研修会に参加しています。

一刻も早く独立して自分の足場を固めたいという思いと、今は雌伏の時と考え自分の力量を高め、できるだけ多くの可能性を確保したいとの思いから、選り好みせず、手当たり次第に首を突っ込んでいるというような状態でもあります。

160余名所属する金沢支部にいる（従って、他支部の状況についてなんら情報を得ておらず、視野がその範囲に絞られる嫌いはあるのですが）ので、参加する会毎に新しい顔を見ることもあるし、よく見る顔も少しずつ増えてきています。それでも支部所属諸先輩で未だに拝顔の榮を得ていない方が依然多数おられます。多分お忙しいのでしょう。

もとより私たちの仕事は市民社会に密接に関わっています。一般市民に法務的専門サービスを提供し、市民の便宜を図ることが私たちの使命と考

えています。しかし、市民社会を包括する日本社会全体が激動し、変動しつつあります。市民の側、行政の側の要求（ニーズ）は変化していると思います。従来の提供サービスだけでは、必ずしも充分ではない状態になりつつあると考えております。知識と経験が豊富で、自己のシステムを完璧に立ち上げている諸先輩は自己の対応力に十分自信がおりのこととされます。しかし、私のように対応力はおろか、基礎力さえも乏しい未熟な者は、できるだけ多くのアンテナを多方面に延ばしていないとやはり不安です。

これまで受けた多くの研修会は実に有意義なものであったと思います。従来の業務サービスを習得するためのものに加え、あたらしい傾向に対応するためのものも用意されていました。講師も、多様な方々が招かれ、研修場面以後の交流をも考慮した、とても適切な選択であったと思います。形式面においても、講師の一方的講和のみで終わることなく、時間のゆるす限り質疑応答の時間も確保されており、更に一步進んで、参加者全員参加型のディスカッション形式のものもあり、他の研修会参加者の思いや悩みなどにも接する機会が得られ、きわめて充実した時間を体験できました。

なにより、研修会に参加して嬉しいことは、諸先輩に顔を覚えてもらえ、様々なアドバイスをもらえることです。講師のお話に出ていなかった知識や経験を教授してもらえます。私のような発展途上人にとってなにより有り難い援助です。諸先輩の皆様、今後ともよろしく願いいたします。

会に参加してまだ日も浅い皆さん。研修会に積極的に参加しましょう。そして、石川県行政書士会に積極的に参加しましょう。

「研修会に参加して」

下出・山本合同事務所

「仕事のできる行政書士になりなさい。そうすればおのずと仕事が向こうからやってくる。」という茅野会長の言葉に“夢”と“希望”と“野望?”を託し、研修会にせさせと出席している発展途上の二人です。

試験勉強とかけ離れた実務をこなしていくためには、今まで受けた実務研修はたいへん貴重な足がかりとなっています。また、最近の柳本祐加子先生の「代理権」に関する研修は実務ばかりにとらわれがちだった日常から、行政書士としての自分を再確認させられるものでした。

めまぐるしく変わる世情に対応し自分自身をグレードアップさせるためにも今後の研修会に期待します。

全国女性行政書士交流会に参加しましょう!!

大 森 千歌子

平素は、女性行政書士交流会石川会の事業活動にご参加、ご協力をいただきまして有難うございます。

第13回全国女性行政書士交流会開催の案内が開催地の福島県から届きました。多数参加して下さるようお願いいたします。

2002年全国女性行政書士交流会 in 福島

参加すると元気の出る交流会



日 付：2002年6月15日（土）～16（日）

会 場：四季彩「一力」郡山市熱海温泉（JR磐梯熱海駅徒歩3分）

内 容：その1 元気の出る講演会

6/15 「がんばれ女性の時代」 講師 三 田 公美子様（株企画室コア代表取締役）

著書「空飛ぶ母子企業」で第9回読売女性ヒューマン・ドキュメンタリー受賞、平成13年うつくしま未来博「からくり民話茶屋」の企画運営でエキスポ大賞受賞

その2 福島の伝承民話に浸ろう

「伝承民話の数々」語り部 山 田 登志美様（語り部のトップクラス）

その3 福島の一流旅館でくつろぎを（美味し～い地酒を準備）

四季彩「一力」は天皇のお宿で有名ですが、情緒たっぷりの日本庭園
誰もが満足するお食事の後は萩姫の湯、美肌の温泉でゆっく～り

その4 福島の豊かな自然を満喫しよう（裏磐梯穴場ツアー）

6/16 今回は団体旅行では絶対行かない穴場をご案内するツアーです。

五色沼（沼の色が場所により違う）、檜原湖（ビューポイントを案内）
曾原湖（福島のスイス）、諸橋美術館（ダリで有名）etc...

※ 詳細は後程案内がありますが、日程を予定に入れて、ぜひ参加いたしましょう!

平成13年度 第4回理事会・第3回支部長会合同会開催

日 時 平成13年12月8日 午後1時30分

場 所 石川県繊維会館 2階会議室

主な報告、協議事項

1、行政書士強調月間総括報告

報告者 広報部長 太田 勉

2、行政書士試験実施協力報告

報告者 試験実施責任者 前多 利彦

3、会費未納者対策 経理部提出

過年度分未納者9名に対し、内容証明、配達証明郵便で納入方の催促をする。

4、パソコン導入（2台目）

仕 様

メモ リ 256MB

ハードディスク 40GB

5、平成14年度定時総会予定

日 時 平成14年5月10日 午後1時30分

場 所 金沢市玉川町9-15

メルパルク KANAZAWA





人生と運

金沢支部 小石金造

科学の驚異的進歩や経済が大発展を遂げた今の時代においても、私は人の世の「運命」を痛感している昨今です。運、不運は人生の常ですが、私はここ3年間に最愛の妻と義父、実弟を失ない、悲運に一時茫然自失となり、世の無常を感じておりました。しかし、皆様の励ましや多くの人との出会い。家族の強い絆に支えられ、おかげ様でようやく心身共に復元でき、感謝している次第です。

医学の進歩と知恵や知識の積み上げにより、様々な病を認知できるようになりました。その為、昔はわからなかった病もわかる様になり、不運が増えている様に思います。今こそ、その不運を運命とあきらめないで、健康保持に心して英知と体験を生かし、切磋琢磨の精神で立ち向かうべきではないでしょうか。

私は、重森行政書士事務所の仲間に入れて頂き、いつの間にか5年の月日を過ごしております。不運が重なり、我身の悲運しか見えない時もありましたが、降り返ればその時にも事務所の皆様に支えられていた事に今気付く次第です。心から感謝しております。

私は車庫証明等、自動車関係業務の一端を行わせて頂いておりますが、仕事の中で様々な問題点に出会い、その都度、行政書士としての品位を大切に、真剣に取り組んできました。事務

所では行政書士法を守り、一致団結して公正な業務執行の為、関係当局と連絡を密にして、信頼と感謝を忘れず日々精進して居ります。

最近、健康の為に始めた太極拳が大きな楽しみとなり、この年になって今まで以上に多くの人との交流の機会がふえ、人生の大きな支えとなっております。

- ・健康に勝る宝なし、人生夢の如し
- ・道は近しといえど、行かざれば至らず
- ・為すものは成り、行く者は常に至る。

これらを肝に命じて、人生を頑張ります。御指導を宜しくお願い致します。

雑感

金沢支部 浦正明

21世紀の幕開けと共に第二の人生として、行政書士を主に歩みだした私にとっては、ひたすら見聞を広め、学びの年でありました。また、仕事を進める上での基本的な考え方が、どんな仕事でも不変であるとの共通認識を得たことは、大いなる収穫でもありました。

行政書士は、市民の権利義務に関する書類作成と事実の証明という重要な役割を担っています。今後は、これまで培ってきた知識と経験を糧に更に研鑽に努めるとともに、私の仕事へのモットーである次の事項を愚直に実践し、市民の身近な法務相談・生活のサポート役として、生き甲斐を求めていきたいと考えております。

- 常に「問題意識を持ち」「自分ならどうするかを考察した活動」を行う
- 常に「時代ニーズを先取りし」「計画的な攻めの活動」を行う

- 常に「顧客に対応した活動」を行う
- 常に「あらゆる人達と対話し」「情報感覚・収集能力の研鑽」を行う
- 常に「プロ意識・技能を研鑽し」「らしい仕事の実現・徹底」に努める

みかんは生活習慣病に最高

金沢支部 藤井速生

日本人的風景をかもしだす一家団らんにコタツの上におかれたみかん、はたまた知人などが相集うときに欠かせないのもみかん。ともあれ結論から述べるとみかんは生活習慣病予防に最高の果物です。先ずはその栄養と効果はビタミンCが豊富で一日二個食べれば成人一日分の必要量を満たします。袋には食物繊維（ペクチン）皮の内側の白いすじにはビタミンB1・C・Pが含まれている。袋ごと食べれば便秘に効果的です。すっぱさのものとクエン酸には、腸を整え血行をよくするはたらきがあります。ペクチンや、ビタミンPが毛細血管を健全にし、動脈硬化症や高血圧症の予防に役立つので、皮ごと食べたいものです。

特に注目したいのは皮の部分です。カラカラに乾燥させた皮を砕き、これに熱湯を注いで飲むと健胃薬としてばかりでなく、かぜの熱を下げます。入浴剤にすれば体を温め冷え症にも有効です。

我家（私と妻）も一日二個づつ食べてほどよい健康が保たれております。

プーチン首相と今後の日本

金沢支部 藤井速生

近日テレビでロシアのかつてのレーニン（哲学）を基礎にした共産主義国家の変遷した生々しい映像にがくぜんとした。それはこうだ。

- ①先ずレーニン像が音をたてて倒された。
- ②モスクー市街での食料品を始め日常生活品があふれていました。市民の声—かつては統制経済で何一つ買うにも長蛇の列についての思い出を切々と語っていた。
- ③農業政策も今や一家に2ヘクタールあたえられ、今後どうこなしていくか戸惑っている姿は余りにも印象的だった。

こう言った変遷と改革の同国、プーチン首相と我国との政治、経済、外交、今後どのようになされていくかが注目される。

短歌

輪島支部 大森千歌子

- 初日の出黄金色の雲ひとつ
駿馬にみえて希望大いに
- 伝統を守りもてなす田の神に
豊穡の夢託すごとくに
- 朝日受け輝きわたる立山を
拝み寒鯽来遊待てり

新入会員の紹介

新会員です。宜しく……



水口 好宏

金沢支部
平成13年8月15日 入会
事務所所在地
〒921-8824
石川郡野々市町新庄1丁目288
TEL 076-248-4641

決意を新たに

昨年8月、7年余の税理士活動で得た教訓として、年々多岐多様になる顧客のニーズにいくばくかでも応えられるようにとの思いで登録させていただきました。どの士業もとりまく環境は厳しいようですが、視線を顧客に向けて頑張っていきたいと思っております。

程、おかしくなっていると思います。

競争、競争の社会で多くの人が無用の競争に疲れ、心がすさんでいます。

『お金儲け、ぜいたくすることが幸せ』だと勘違いして、社会全体が調和して皆と仲良く生きていくことが重要だということを忘れさせています。大宇宙、大自然から与えられる恩恵を常に意識し、あらゆるものに感謝し、謙虚な感覚を持って、まわりの人の幸せを願っていくことが大切だと思います。それだけで、心が幸福感で一杯になると信じます。

どうぞ、諸先輩先生方のご指導ご鞭撻を切望してやみません。どうもありがとうございました。



中 英 樹

金沢支部
平成13年10月16日 入会
事務所所在地
〒929-0204
石川郡美川町字中町夕28番地
TEL 076-278-3455

入会にあたって

昨年の10月16日付で入会となりました中と申します。行政書士倫理綱領にあるように「国民の信頼に応える」行政書士を目標に日々努力していきたいと思っています。ご指導、ご教示の程、よろしくお願ひします。



杉本 輝雄

金沢支部
平成13年11月1日 入会
事務所所在地
〒920-0806
金沢市神宮寺1丁目12番9号
TEL 076-253-1757

生涯学習

平成13年11月1日付で行政書士としての第一歩を踏み出しました。

行政書士という新しい分野に立ってみて、まず感じたことは業種の多さでした。

私は元来頼まれたことは断れない性格なので業種の多さに一瞬悲壮感を持ちました。

そのような状態でしたので何をどうしたらいいのかわからないまま現在に至っております。しかし、このままの状態ではいけないとの思いから、先輩をはじめ行政書士として活躍されている方の体験本を読ませていただく中に、士業にプラスになると確信したものは一つに経理知識の修得でした。早速市内の簿記学校に通いはじめ3ヶ月が経ちました。かつて伝達式の折、総務部長さんに『一年間は勉強のつもりで頑張ります』と言ったことが思い出されます。

皆様方のお力添えを頂かなければ「ダルマの如し！」の私です。どうか今後とも一層のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



杉本 章

金沢支部
平成13年11月1日 入会
事務所所在地
〒921-8002
金沢市玉鉾2丁目204番地
TEL 076-292-3189

現代人の感情について

みなさんこんにちは、このたび風格ある茅野会長から、行政書士登録書の伝達を受け大変感動しました。

現在の日本は、まさに世紀末の時と言ってよい



高桑 久雄

金沢支部
平成13年12月3日 入会
事務所所在地
〒920-0271
河北郡内灘町字鶴ヶ丘3丁目122
TEL 076-286-0501

平成13年の世相のイメージを漢字で表現すると「戦い」、私も自らを鼓舞していきたくこの度、皆様の仲間入りをさせていただきました。何分未熟ではありますがどうか宜しくご指導の程お願い申し上げます。



村井 謙介

小松支部
平成13年12月3日 入会
事務所所在地
〒923-0853
小松市扇町75番地
TEL 0761-21-1424

～新米の味は古古米になっても…～
『新米ですが、よろしくウー、お願い致します。』
『ウーン…あなた、お米の新米なら旨くていいけど…仕事依頼に新米はネエー…お見かけしたところ、そこそこのお年じゃが…お幾つかの？』
『ハイ！満年齢63歳11ヶ月ですが…』

『ホー、それじゃ、新米でなく、人生、古米のほうですな。失礼じゃが一、あなた、あと、5～6年で、私と同じく古古米の仲間入りですぞ！』
『お言葉を返すようで失礼しますが、私の古古米の仲間入りは、16年後の80歳と決めています…ムリでしょうか？』

『オヤ、なんと気概のあるお方ですな。いやあー、私も勇気付けられましたぞ。なんだか元気が出てきました。やりなさい！あなたのその根性なら大丈夫だ。』

『古古米になっても、マズくて、米食い虫にも、後進国の人にも、敬遠されないように、栄養素は少し劣っても、いつも、ツヤツヤ、ミズミズしさを保ちたく、足腰を鍛えております。モチロン、肝心のノーミソは言うまでもなく…』

『ホー、オソレイリマシタ！80歳まで、新米の味を維持してくださいよ。』

イヤ、この件、宜しく願いますよ。

古古米になっても、新米のおいしさ…“むらい事務所バンザイ！”』

『ん……（感激…）ありがとうございます。』

……
こんな夢を見ました。正夢にたく思いおります。諸先輩のご指導よろしきを得て、頑張りたく思います。

宜しく、お願いを申し上げます。

業務のしおり

ホームページ

をご利用ください。

ホームページアドレス

<http://www.ishikawagyousei.org>

E-メールアドレス

E-mail: office@ishikawagyousei.org

会務日誌

事務局からのお知らせ

8月24日	会長来局執務	
21日	甲種受託出張封印関係伝達懇談会	5名
27日	高度情報通信対策委員会（本会会議室）	6名
28日	県庁へ顧問依頼訪問	3名
29日	県土業団体協議会第1回定例会（ホリディイン金沢）	3名
9月3日	会報・ポスター（強調月間用）会員へ発送	
"	★森元恒雄参議院議員来局	4名
4日	登録証伝達式（本会会議室）	2名
"	会長来局執務	
5日	県庁へ強調月間のポスター・啓発用表示板設置許可依頼訪問	2名
8日	業務研修会（地場産振興センター）	33名
"	女性行政書士交流会一泊研修会（穴水）	9名
9日	中池協理事会（岐阜県）	1名
11日	各支部へ交付金振込	
12日	第1回監察部会（本会会議室）	8名
14日	行政書士試験実施対策特別委員会（本会会議室）	7名
20日	総務部会（本会会議室）	6名
"	法規・企画部会（本会会議室）	7名
26日	行政書士制度強調月間PR用ラジオ収録（午前・北陸放送）	3名
"	第2回部長会・支部長会合同会（繊維会館2F会議室）	17名
29日	甲種受託による出張封印関係担当者会議（於：愛知会）	1名
10月3日	顧問依頼の為県議会庁舎訪問	6名
4日	ラジオCM生収録（MRO）	3名
5日	行政書士制度強化月間「無料相談110番」（本会会議室）	8名
6日	行政書士制度強化月間「無料相談110番」（本会会議室）	6名
"	行政書士試験特別委員会（本会会議室）	
7日	行政書士制度強化月間「無料相談110番」（本会会議室）	7名
10日	高度情報通信社会対策委員会（本会会議室）	10名
11日	経理部長・副部長による帳票類等確認	2名
12日	土地家屋調査士会「キャンペーン2001」（鶴来町）	4名
20日	行政書士試験監督員・補助員等説明会（繊維会館2F会議室）	32名
28日	平成13年度行政書士試験（地場産業振興センター本館）	36名
30日	登録証伝達式（本会会議室）	2名
"	会長来局執務	
11月1日	岐阜会主催研修会（長良川国際会議場）	8名
2日	車庫証明関係検討会（本会会議場）	8名
9日	第3回業務研修会（地場産業振興センター新館4F）	29名
13日	登録証伝達式（本会会議室）	3名
"	会長来局執務	
"	石川県警本部へ打ち合わせ	4名
14・15日	★日政連総務委員会（日政連）	1名
15日	液晶ディスクパソコン一式設置（於：事務局）	
21・22日	日行連会長会（日行連・B1講堂）	1名
21日	★申し入れの為民主党本部へ	1名

30日	高度情報通信対策特別委員会HP関係検討会（事務局）	3名
12月4日	経理部定例会（本会会議室）	3名
5日	本会と政連の懇談会（本会会議室）	6名
"	会長来局執務	
7日	★紐野県議訪問	3名
8日	第3回部長会（繊維会館2F会議室）午前10：00～	
"	第4回理事会・第3回支部長会合同会（同2F会議室）午後1：30～	
10日	行政書士制度特別委員会（日行連）	1名
11日	登録証伝達式（本会会議室）	2名
"	会長来局執務	
12日	全国行政書士研修会（アルカディア市ヶ谷）	2名
14日	広報部会（本会会議室）	9名
22日	会員名簿および法規集等発送	
27日	会長来局執務	
28日	事務局仕事納め	
1月2日	知事との新年互例会	7名
7日	事務局仕事始め	
9日	広報部会（本会会議室）	3名
17日	平成13年度行政書士試験合格者発表（石川県関係47名合格）	
18日	広報部会（本会会議室）	

会費の納入について（お願い）

日頃、会の運営につきましましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて、平成13年度分会費未納の方にご請求申し上げます。
 何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急ご納入賜りたくよろしくお願い申し上げます。
 併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へお願い申し上げます。

記

1. 平成13年度会費 金 72,000円
2. 納 入 方 法 振込依頼書により納入下さい
3. お 振 込 先 北國銀行 城南支店
 口座番号 普通預金 No. 207325
 口座名義 石川県行政書士会

記

1. 日本行政書士政治連盟
 平成13年度会費 金 3,000円
2. 納 入 方 法 振込依頼書にて納入下さい
3. お 振 込 先 北國銀行 城南支店
 口座番号 普通預金 No. 207685
 口座名義 日本行政書士政治連盟
 石川県支部

会員移動

■ 新規登録入会者（6名）

登録年月日	所属支部	氏名	事務所・住宅	電話番号
平成13. 8.15	金 沢	水口 好宏	(事) 石川郡野々市町新庄1-288 (住) 小松市八幡庚252番地	(076)248-4641 (0761)47-1562
平成13.10.16	金 沢	中 英樹	(事) 石川郡美川町字中町ヲ28番地 (住) 松任市西新町6番地	(076)278-3455 (076)278-4183
平成13.11. 1	金 沢	杉本 章	(事) 金沢市玉銚2丁目204番地 (住) "	(076)292-3189 "
平成13.11. 1	金 沢	杉本 輝雄	(事) 金沢市神宮寺1丁目12番9号 (住) "	(076)253-1757 "
平成13.12. 3	金 沢	高桑 久雄	(事) 河北郡内灘町字鶴ヶ丘3-122 (住) "	(076)286-0501 "
平成13.12. 3	小 松	村井 謙介	(事) 小松市扇町75番地 (住) "	(0761)21-1424 "

■ 変更登録事項（6名）

登録年月日	所属支部	氏名	事務所・住宅	電話番号
平成13. 8.31	小 松	北岡外志雄	(事) 変更なし (住) 小松市向本折町丑20番地1	変更なし (0761)24-2392
平成13. 9.14	金 沢	垣内 申治	(事) 金沢市諸江町26番7号 (住) " 北安江4丁目4番2号	(076)222-1590 (076)223-2190
平成13. 9.14	金 沢	山本 洋子	(事) 金沢市北安江2丁目24番8号 (住) 変更なし	変更なし "
平成13. 9.14	金 沢	下出 美鈴	(事) 金沢市北安江2丁目24番8号 (住) 変更なし	(076)263-2120 変更なし
平成13.10.16	小 松	菅原 博之	(事) 小松市有明町16番地 (住) 変更なし	(0761)24-3200 変更なし
平成13.10.31	珠 洲	岸 弘	(事) 珠洲市飯田町11部62番地の1 (住) 変更なし	変更なし "

■ 退会者（5名）

退会年月日	氏名	退会事由	退会年月日	氏名	退会事由
平成13. 9. 1	橋 爪 正	ご逝去	平成13.12.26	山 田 基 文	廃業
平成13.10.10	尾 崎 功	廃業	平成13.12.26	武 元 文 平	廃業
平成13.10.29	淵 野 義 治	廃業			

※橋爪 正様のご冥福をお祈り申し上げます。

編集後記

今年も気持ちを新たにして、新年を迎えました。正月2日目には雪となり寒いお正月でした。

さて、ことしのNHK大河ドラマは、「利家とまつ」です。石川県の観光PRには絶好の機会となりました。石川県での初回視聴率が62.7%と非常に高い数字でした。全国的にみても過去5年間では最高の視聴率となりました。今後が楽しみです。なお、今回の表紙は「利家とまつ」にちなみ、昨年完成した金沢城にしました。

今回、会報いしかわも31号となりました。会員皆様に役立つ会報づくりをめざし、広報部員一同力をあわせ頑張ろうと思います。今後ともご協力、よろしくお願い致します。また、皆様のご意見、随想など何でも広く募集しますので、あわせてお願い致します。

(広報部 河越 俊雄)



広報部会



会報いしかわ第31号

発行日 平成14年2月10日
発行人 会長 茅野 勇 平
 広報部長 太田 勉
発行所 石川県行政書士会

〒920-0223
石川県金沢市戸水町イ70番地 石川県繊維会館3階
TEL(076)268-9555・FAX(076)268-9556

官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の義務です。

頼りになる街の法律家です。



役所に提出する許認可等の
申請書類の作成並びに提出手続き、
契約書・遺言書等の権利義務・事実証明・
書類の作成に関することは、
お近くの行政書士にご相談下さい。

許認可申請のスペシャリスト
行政書士

石川県・石川県行政書士会
総務省・日本行政書士会連合会

室くじの殺傷金は、身延年づくりに使われています。

フリーアドバイザー
中井美穂

【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可
- 宅建業免許
- 産廃業許可
- 法人設立
- 医療法人設立認可
- 貨物自動車運送事業許可
- 入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成
- 相続・遺言に関する事項
- 自動車の登録・車庫証明